

札幌市雪対策審議会

第1回予算規模小委員会

事務局説明資料

札幌市財政局

目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

目 次

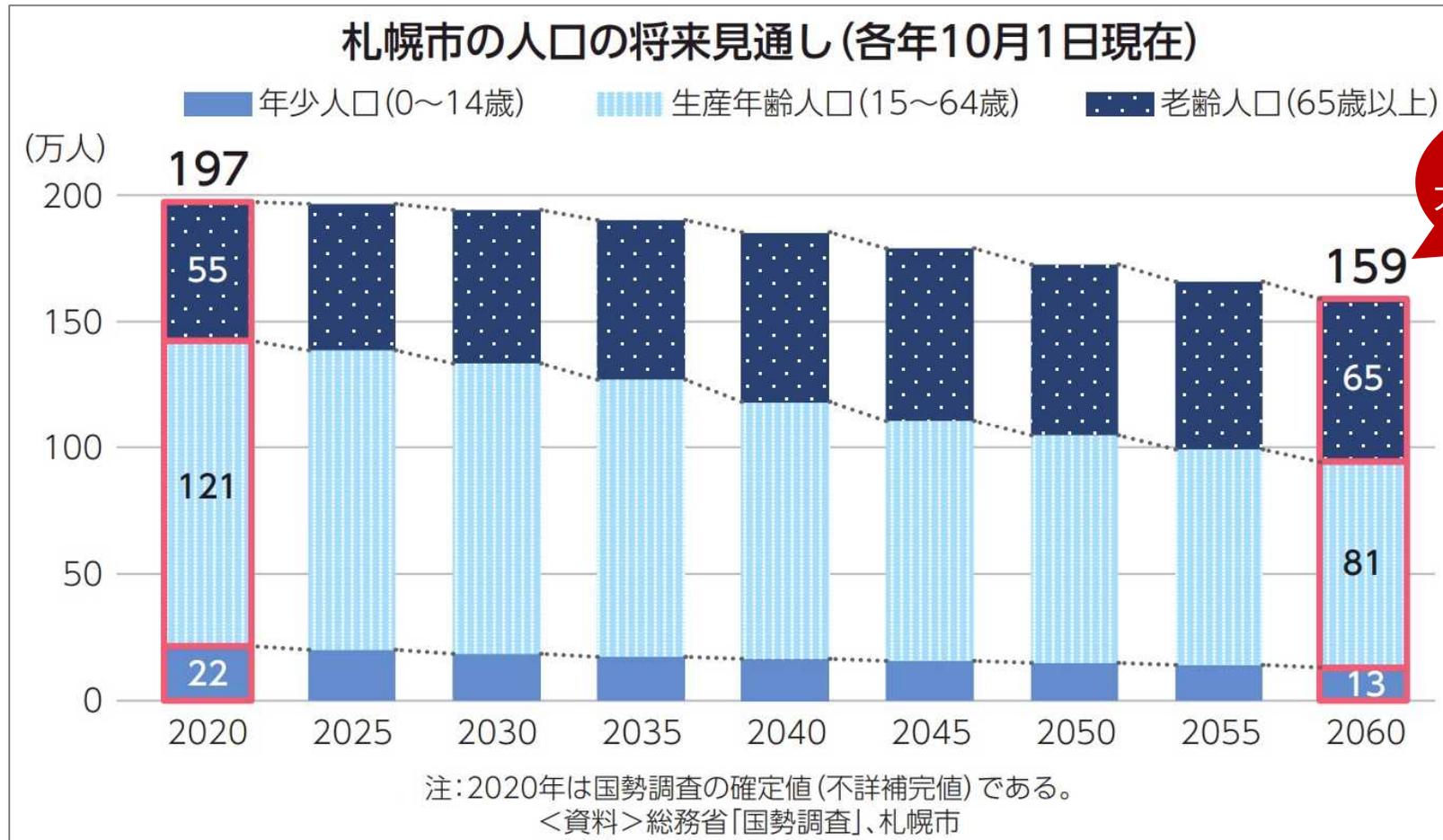
1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

1 第1回札幌市雪対策審議会の概要

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆札幌市が置かれた状況

- ・札幌市の人口は、R2年(2020年)からR42年(2060年)までに38万人減少(19.2%減)し、なかでも「生産年齢人口(15~64歳)」は、40万人減少(33.1%減)する予測
- ・人口減少に伴い、今後、社会全体の担い手不足や税収の減少などの問題が避けられない状況



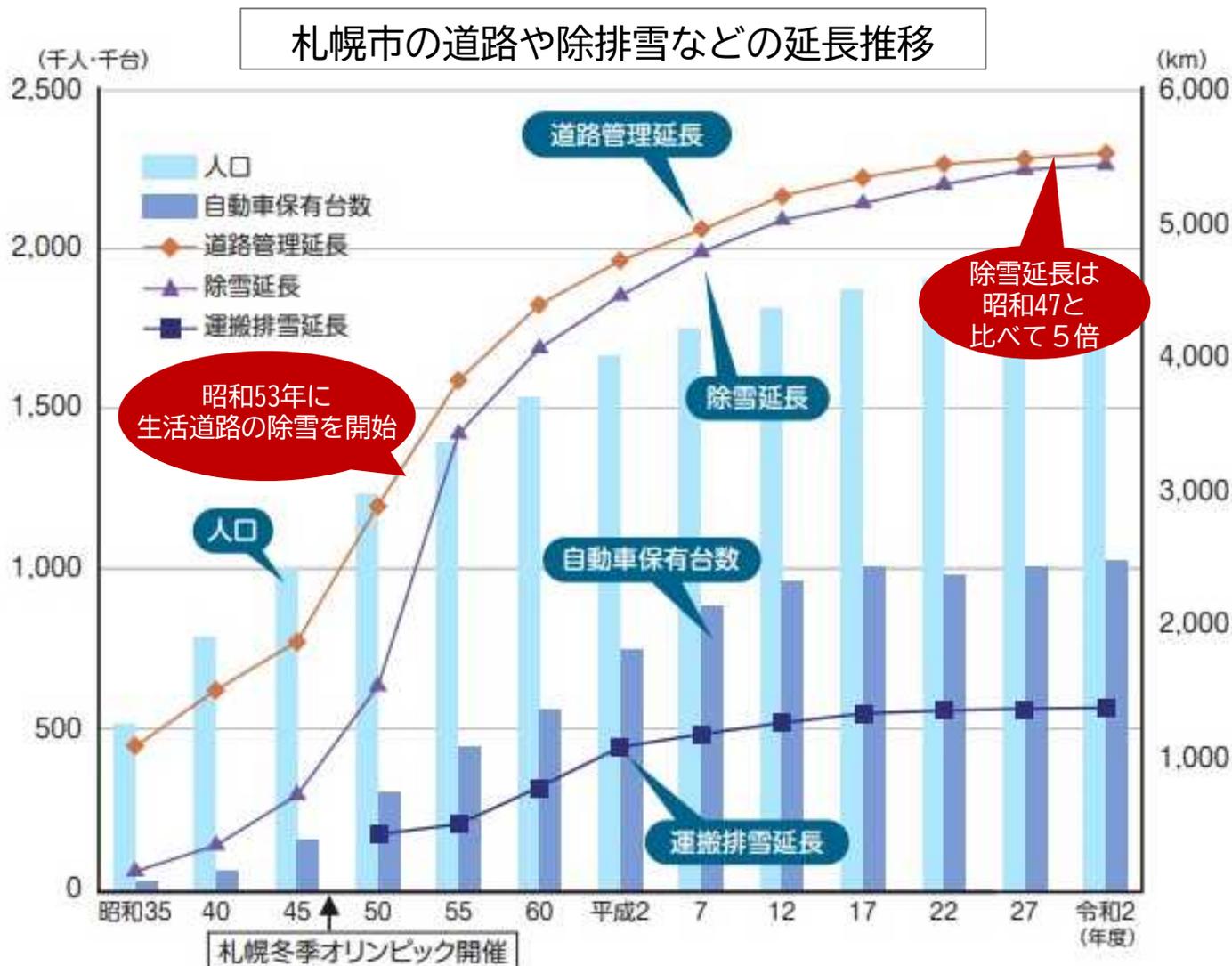
札幌市は
大幅な人口減少予測

1 第1回札幌市雪対策審議会の概要

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆除排雪作業の変遷

- ・これまで都市の成長に合わせて、札幌市の除排雪作業も大きく拡大
- ・冬季オリンピックが開催されたS47年(1972年)と比べて、道路延長は約2倍、除雪延長は約5倍、排雪延長は約3倍に増加



札幌市全域で雪が降った場合、一晩で行う除雪の総延長は5,400Km!



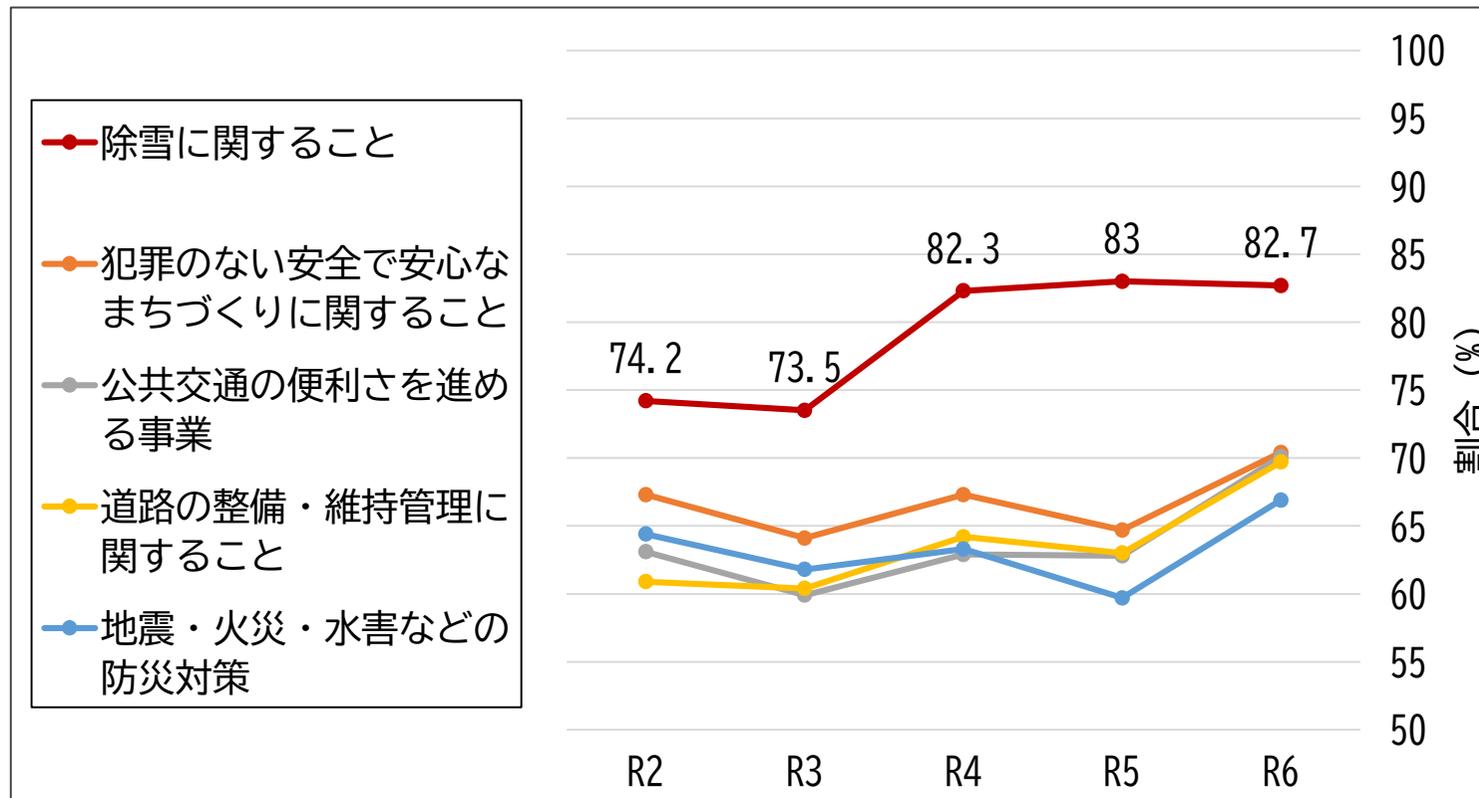
1 第1回札幌市雪対策審議会の概要

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆雪対策に対する市民ニーズ

・市民意識調査においては、除雪に関するニーズが毎年1位になっており、その割合も多い状況

市民意識調査「札幌市に力を入れてほしいと思う施策・事業」※の過去5年間における上位5項目の推移



除雪に対する市民ニーズは常に高い状況

※札幌市の施策・事業について「力をいれてほしいと思うもの」において、「力をいれてほしいと思う」「そう思う」「ある程度そう思う」の合計)と回答した割合

1 第1回札幌市雪対策審議会の概要

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆除雪従事者の担い手不足

- ・除排雪作業を行うオペレーターは、50歳以上が約5割、60歳以上が約2割を占める ※R4年調査
- ・除排雪を主に担っている市内建設業の有効求人倍率は4倍超 ※R4年データ

担い手(除雪従事者)の高齢化

- ・除雪オペレーター、作業員ともに半数以上が50歳以上
- ・10～20年後には半数以上が退職を迎えている可能性

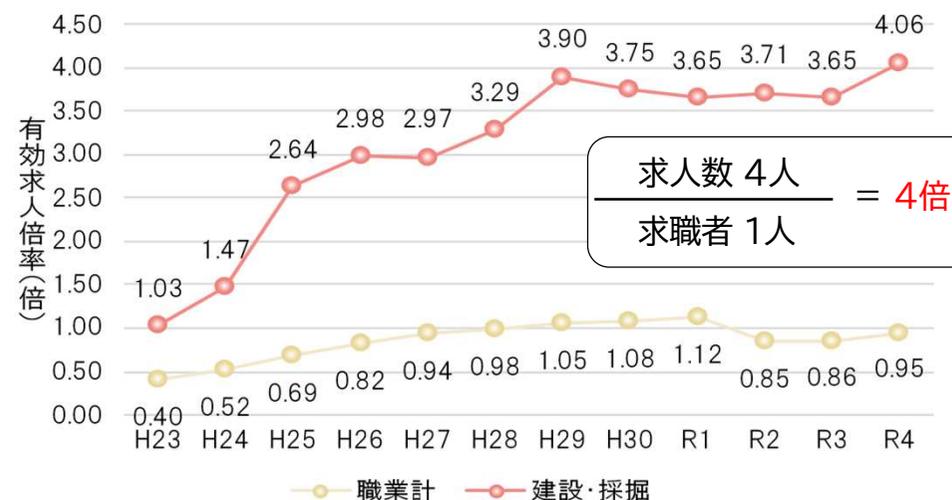
分類		R4調査	
除雪 オペレーター	50歳以上	50%	19%(60歳以上) 31%(50代)
	50歳未満	50%	-
作業員 ほか	50歳以上	52%	26%(60歳以上) 26%(50代)
	50歳未満	48%	-

建設業の人手不足(主な担い手)

- ・札幌圏の有効求人倍率はH28から3倍を超える水準、R4には4倍を超えて悪化傾向

除雪従事者の
確保が課題

札幌圏の有効求人倍率



働き方改革の推進

- ・時間外労働の上限規制など長時間労働抑制に向けた動きも加速

⇒ 現行の除排雪作業の継続が困難になる可能性

1 第1回札幌市雪対策審議会の概要

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

<札幌市が置かれた状況と雪対策を取り巻く環境>

- ・人口減少に伴う社会全体の担い手不足、税収減少の可能性→持続可能な都市の在り方検討の必要性
- ・除雪従事者の不足、除排雪に関する市民ニーズ等の変化、雪対策予算が年々増加

課題1:持続可能な除排雪体制の構築

- ・除雪従事者の確保・育成
- ・イノベーションの導入等による除排雪作業の省力化・効率化
- ・除雪従事者の減少を踏まえた作業方法(冬の道路環境)の検討

課題2:市民ニーズや気象の変化に対応した除排雪方法の見直し

- ・生活道路の除排雪方法(パートナーシップ排雪制度等を含む)の検討
- ・大雪時の柔軟かつ臨機な体制の構築

課題3:健全な財政運営の見地から雪対策予算規模の検討

課題4:雪との共生に向けた市民理解の醸成

※課題1～課題3全てに関わる内容

<検討のポイント>

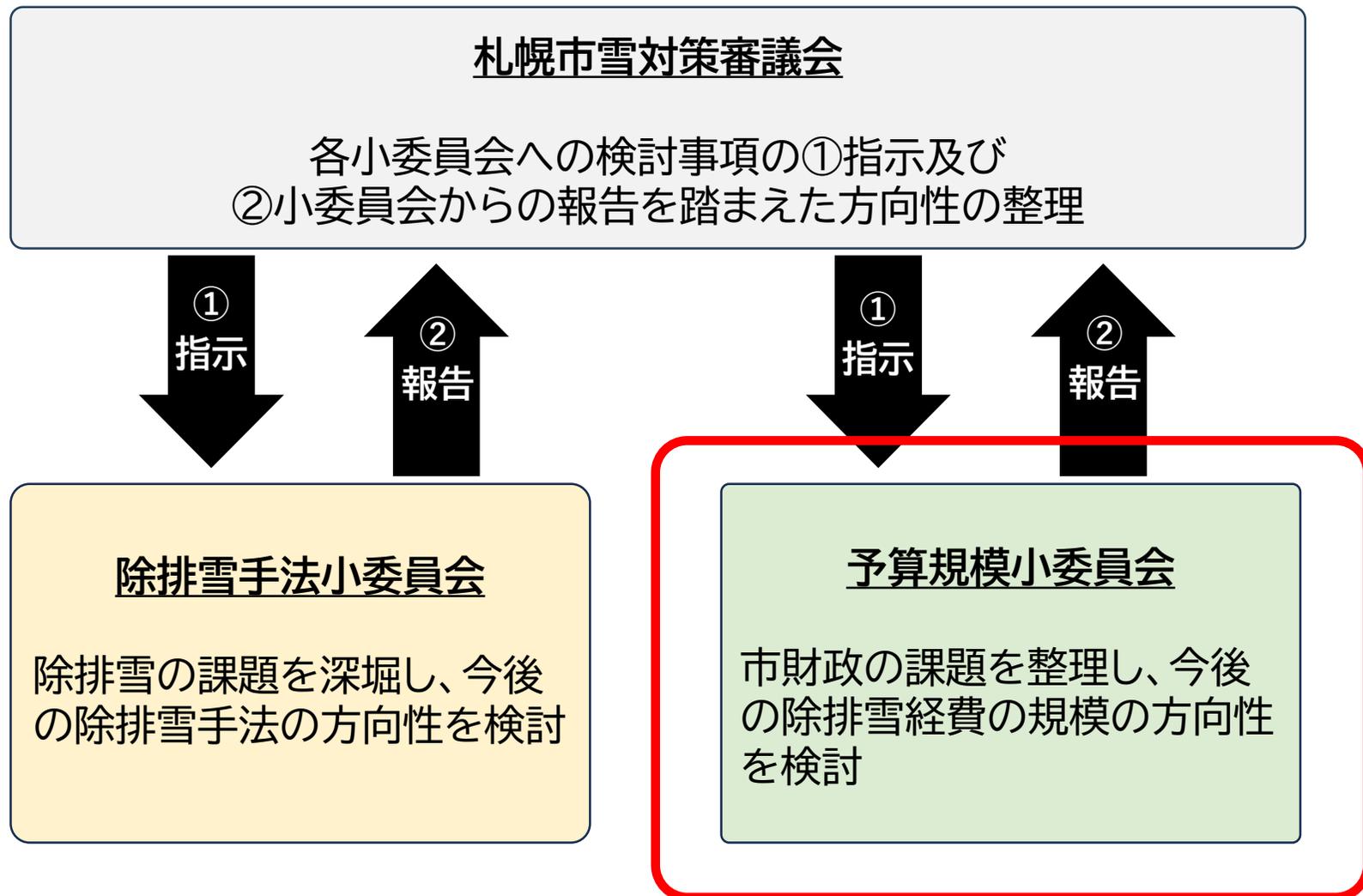
- 短期(今後10年程度) : ①現状の担い手や財政状況を踏まえた公的除排雪の在り方
②想定を超える急速な担い手不足への対応
- 長期(今後10～30年程度):人口減少(担い手減)の状況下における持続可能な雪対策の方向性

<目指す姿(想定)>

人口減少や担い手不足など社会情勢の変化や大雪などの気象の変化に対応し、市民が将来にわたり安心して冬季の生活を送れる持続可能な雪対策の実現

◆審議会と小委員会の関係

- ・小委員会は、審議会から指示を受けた内容を検討し、審議会へ報告する
- ・審議会は、小委員会の報告を踏まえて、雪対策の在り方の方向性を整理する



◆審議会年次スケジュール(想定)

R7年度(2025年度):札幌市雪対策審議会の設置及び持続可能な雪対策に向けた審議を開始



R8年度(2026年度):雪対策の「基本方針」の策定



R9年度(2027年度):雪対策の「基本計画」の策定



R10年度(2028年度)以降:持続可能な都市の在り方とまちづくりの観点を踏まえながら、社会情勢や技術革新に適宜対応していくための審議を継続

基本方針及び基本計画の概要・位置づけ

項目	概要・位置づけ
基本方針	当面の除排雪の在り方のみならず、将来を見据えた雪対策の長期的な展望として、持続可能な雪対策の方向性をまとめた方針
基本計画	基本方針に基づき策定する現行の「札幌市冬のみちづくりプラン2018(2018～2027)」に代わる新たな雪対策の基本計画(2027～2036)

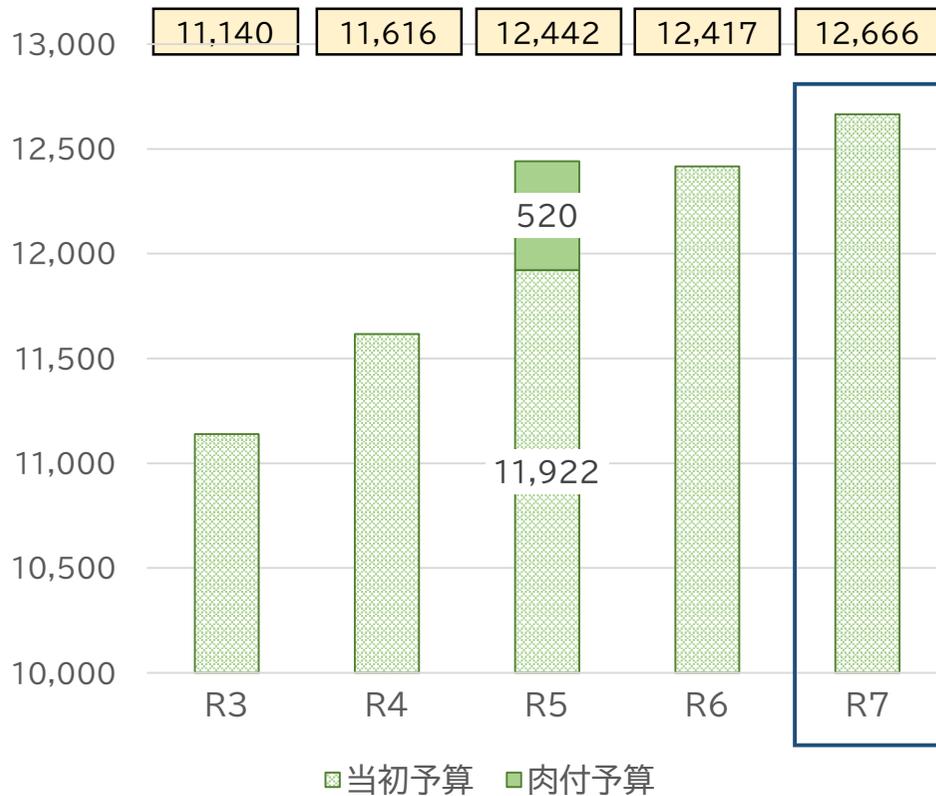
目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

◆札幌市の予算規模

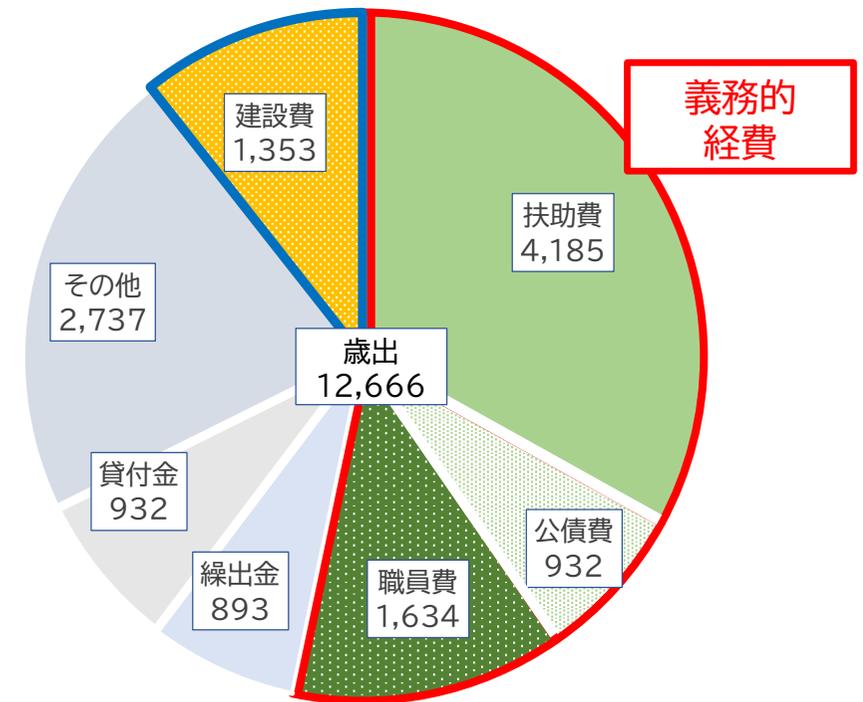
- ・令和7年(2025年)度予算は過去最大の1兆2,666億円を計上
- ・このうち、義務的経費の占める割合は、予算総額の5割を超えている状況

一般会計予算規模の推移



【肉付予算】
市長選後に新たに政策的経費などを追加して計上する予算のこと。一方、当初予算は新年度が始まる前に作成して議会の議決を得る予算のこと

令和7年度予算(歳出)の内訳



【義務的経費】
法令などで支出が義務付けられている経費
・扶助費(生活保護、障がい者・高齢者・児童福祉、医療助成などの福祉関連経費)
・公債費(地方債の元利償還金)
・職員費(職員給与等)

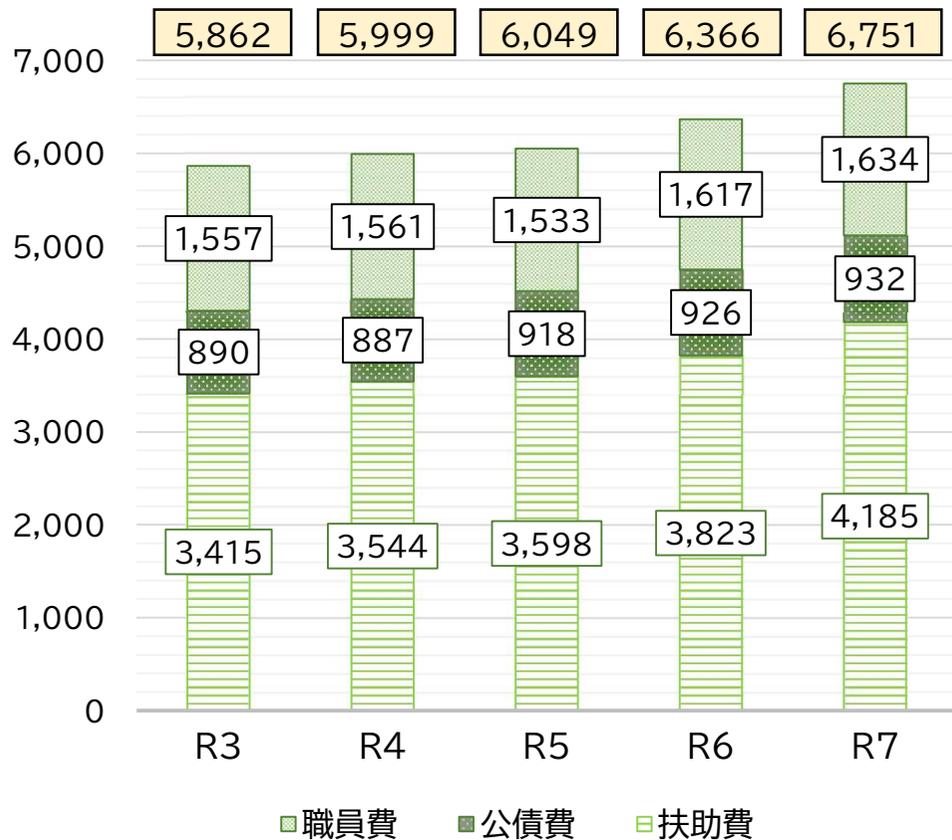
2 札幌市の財政状況

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

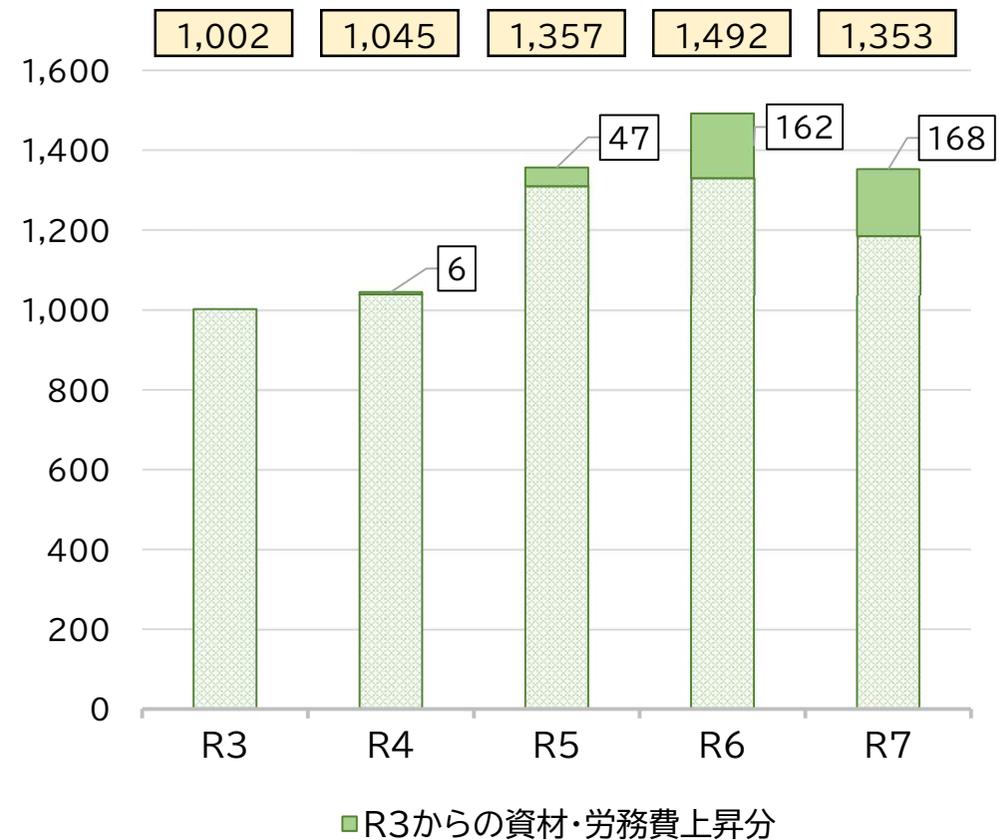
◆義務的経費(扶助費・職員費・公債費)や建設事業費の現況

- ・福祉関連経費である扶助費の増加をはじめ、義務的経費は年々増加傾向
- ・建設費も上昇トレンドにあることに加え、物価高騰の影響もあり経費は増加傾向

義務的経費の近年5年間の推移



建設費の近年5年間の推移

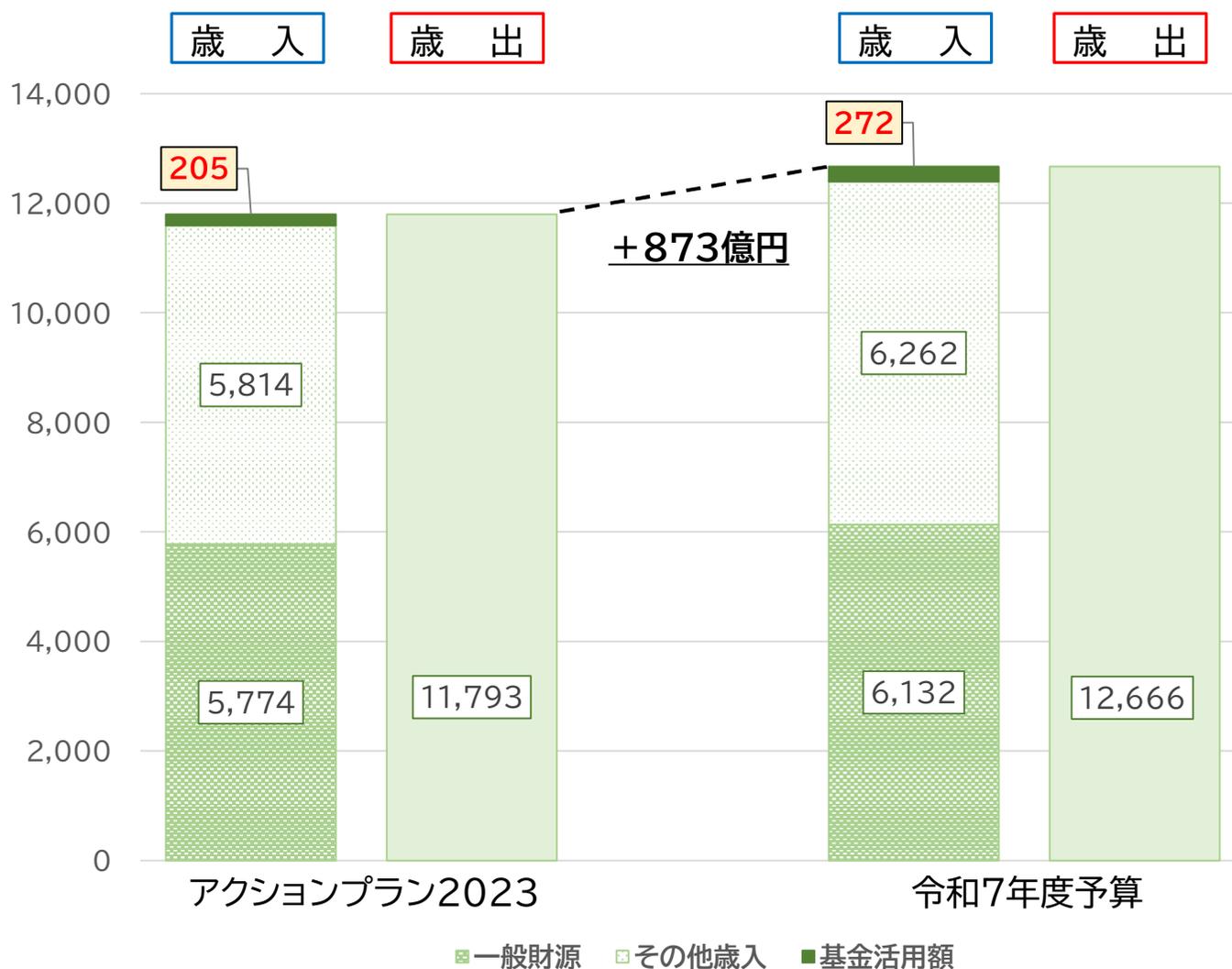


2 札幌市の財政状況

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆アクションプラン2023策定時の見通しと比較した令和7年度予算

- ・令和7年度予算においては、税金等の一般財源をはじめ歳入全体は増加したものの、物価高騰の影響等により、歳出増が歳入増を上回ったことから、基金活用額(貯金の取崩し)が見通しより増加



比較	
歳入	
✓ 税金など一般財源の増	+358億円
✓ その他歳入の増	+448億円
	(合計)806億円の増
歳出	
✓ 扶助費の増	+169億円
✓ 物価高騰の影響	+101億円
	(合計)873億円の増
基金活用額	
歳入歳出の収支不足を補う基金活用額は AP)205億円 ⇒ R7予算)272億円 ➤ 67億円の増(悪化)	

2 札幌市の財政状況

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆今後の財政の見通し

- ・義務的経費の増加や物価高騰の影響などにより、令和6年度以降において事業費が増加
- ・収支不足を補完する基金活用額(貯金の取崩し)が増加することで、基金残高は減少の見込み

アクションプラン2023(令和5年12月)策定時

(単位:億円)

区分		R5	R6	R7	R8	R9
歳入	一般財源	5,804	5,817	5,774	5,771	5,778
	国・道支出金	3,917	3,314	3,406	3,351	3,332
	市債	701	1,006	917	937	901
	その他	1,953	1,542	1,490	1,415	1,367
	合計(A)	12,376	11,679	11,587	11,474	11,378
歳出	義務的経費	6,049	6,036	6,028	6,034	6,041
	建設事業費	1,359	1,708	1,646	1,689	1,627
	その他(繰出金含む)	5,061	4,085	4,119	3,997	3,951
	合計(B)	12,469	11,829	11,793	11,720	11,619
収支不足(A-B)		▲ 93	▲ 149	▲ 205	▲ 247	▲ 242
		基金活用額				

令和7年度当初予算反映後

(単位:億円)

区分		R5	R6	R7	R8	R9
歳入	一般財源	5,804	5,931	6,132	6,175	6,236
	国・道支出金	3,917	3,445	3,849	3,878	4,064
	市債	701	964	855	884	924
	その他	1,953	1,829	1,559	1,720	1,391
	合計(A)	12,376	12,170	12,394	12,656	12,615
歳出	義務的経費	6,049	6,367	6,750	6,946	7,097
	建設事業費	1,359	1,492	1,354	1,604	1,679
	その他(繰出金含む)	5,061	4,559	4,562	4,458	4,148
	合計(B)	12,469	12,417	12,666	13,009	12,924
収支不足(A-B)		▲ 93	▲ 247	▲ 272	▲ 353	▲ 309
		基金活用額				

5年間(R5~R9)の基金活用額は増加し
基金残高はアクションプラン策定時より減少する見込み

基金残高
150億円減見込

令和9年度末基金残高見込: 789億円

令和9年度末基金残高見込: 639億円

※基金残高: 財政調整基金、土地開発基金、まちづくり推進基金のうち活用可能な現金部分の合計

◆札幌市の財政状況のまとめ

令和7年度予算

- 障がい福祉サービスの充実や子ども・子育て支援などに加え、担い手不足や人材確保のための処遇改善に対応するため、障がい福祉費、生活保護費、児童福祉費などの『**扶助費**』が増加
 - 老朽化した公共施設の更新を含め建設事業の財源に充てる市債の償還費用である『**公債費**』が増加
 - 幅広く求められつつある行政需要に対応する職員数の確保や給与改定により『**職員費**』が増加
- ⇒ **歳出の増加 > 税収の増加** の状況により**収支が悪化**

【財政調整基金の残高】
令和4年度決算残高314億円(AP策定時)
⇒令和7年度残高見込**122億円に減少**

中期財政フレーム

- 高齢化、担い手不足、物価高騰などにより、今後も**義務的経費は増加**の見込み
- 政令市移行後に建設した公共施設の更新や都市のリニューアルに加え、資材・労務費の上昇により、今後も**建設費は増加**の見込み

財政運営の視点

事業費の精査・節減や歳入の確保といった不断の見直しを継続し、
将来世代に過度の負担を残さない『**選択と集中**』による財政運営が必要

目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

- ・今後の予算規模小委員会で検討すべき事項として、第1回審議会で委員よりご提案された内容は以下のとおり

第1回審議会のご提案事項

宇野委員

- 雪関連予算の増加要因はどのようなことによるものか。
- 他の自治体と比較して札幌市の雪関連予算はどのような状況といえるのか。
- 今後の税収をどのように見通しているのか。

入澤委員

- ガソリン税暫定税率分を廃止せずに、札幌市の除排雪費用に使用するよう国に要望してはどうか。
- 宿泊税の税収を、除排雪に係る新規の財政需要に充てることを検討してはどうか。
- 除排雪費用に充てる目的のために新たな税(例:観光除雪税)を創設することはできないのか。

目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

3(1) 除排雪費用の推移

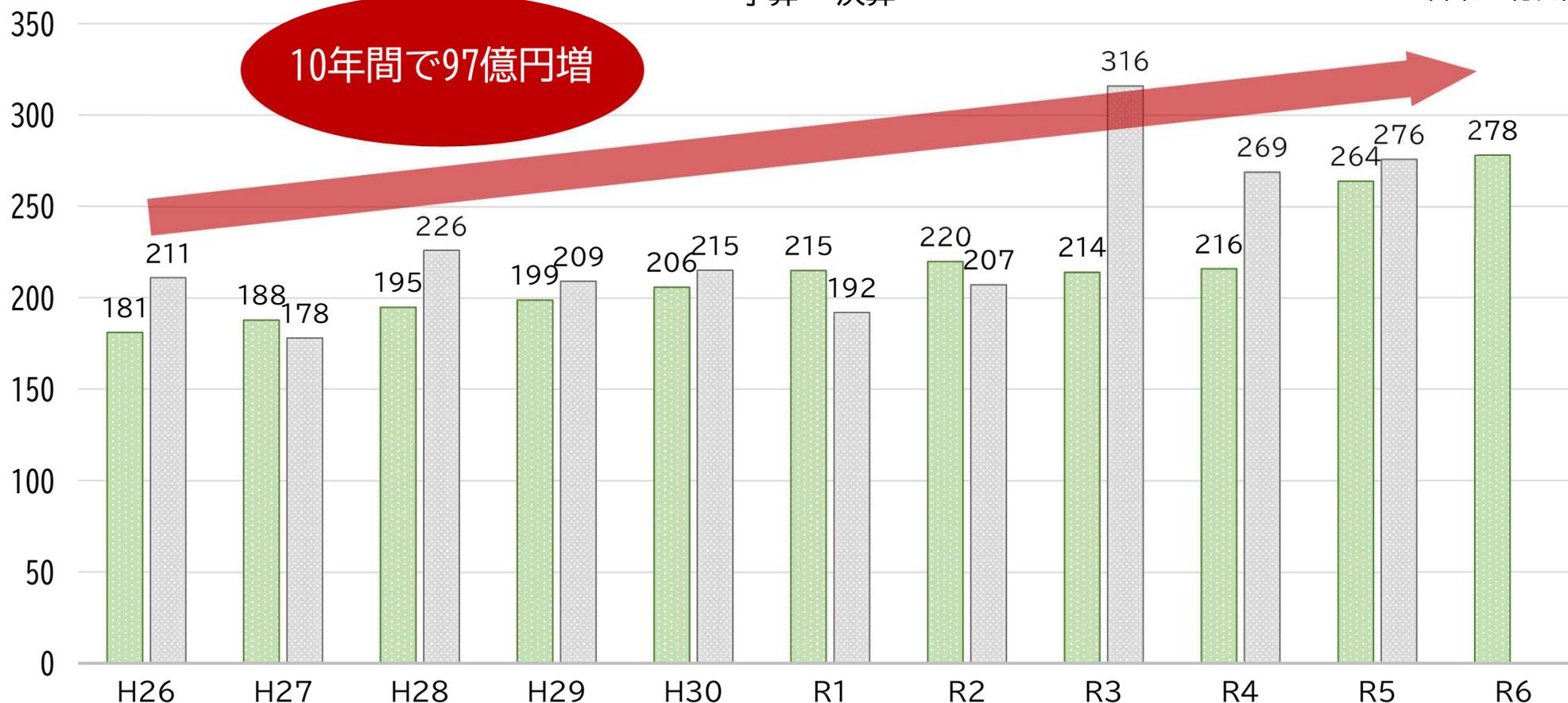
◆雪対策予算の増大①

- ・労務費や物価、燃料費の高騰などにより年々増加し、H26年度(2014年度)の181億円からR6年度(2024年度)の278億円まで97億円増加(1.54倍)

札幌市の雪対策予算・決算の推移

■ 予算 ■ 決算

(単位：億円)



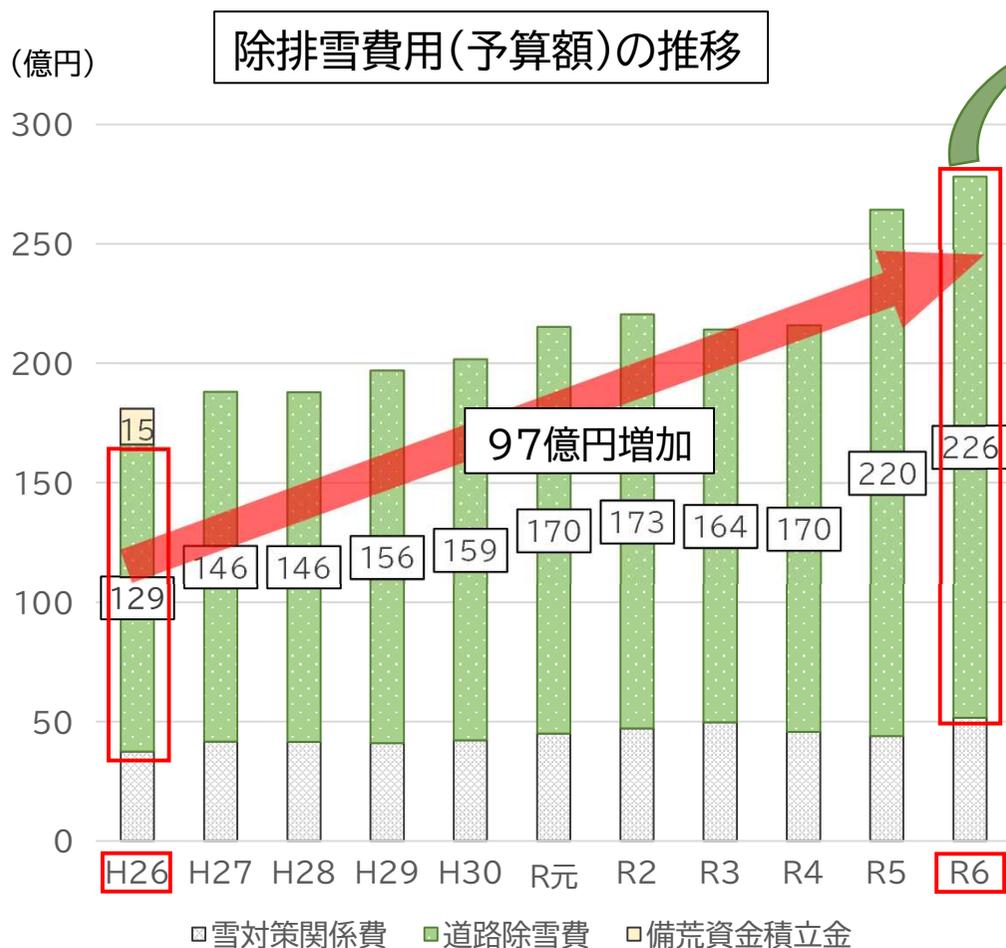
※決算は、降雪量や雪の降り方などにより、予算が不足した場合に増額する補正予算を加えた額。

3(1) 除排雪費用の推移

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

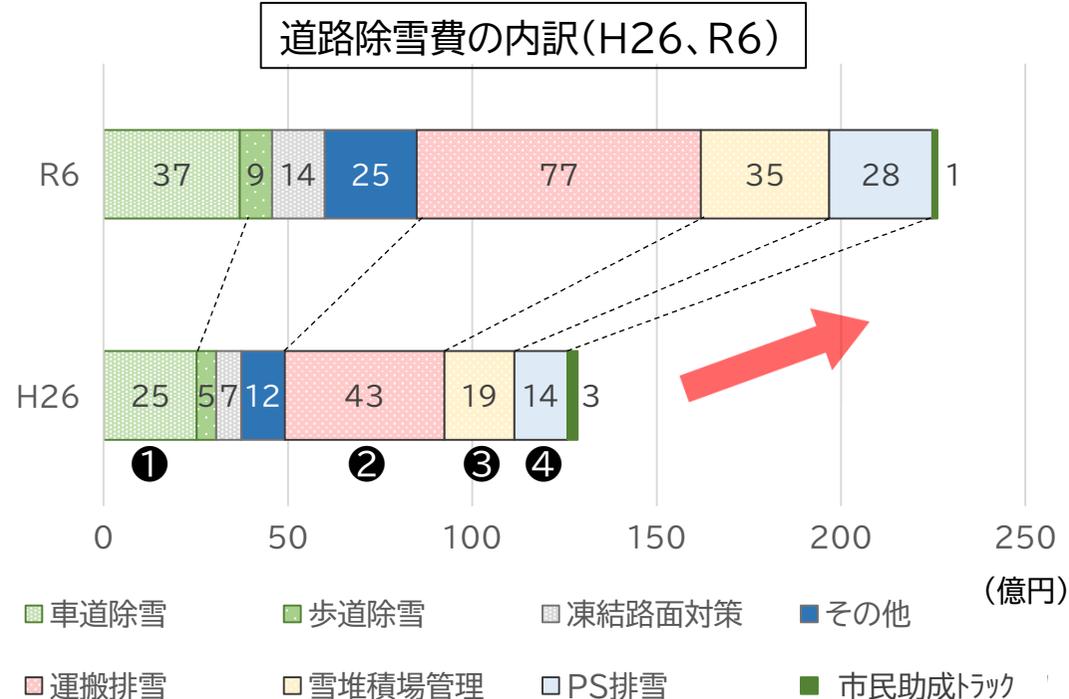
◆雪対策予算の増大②

・雪対策予算がH26年度(2014年度)からR6年度(2024年度)で97億円増加したのは、「道路除雪費」が97億円増加(129億円→226億円)したことが主な要因。



【備荒資金】

災害等の財政需要に対応するために道内の全市町村で組織した一部事務組合の積立金。札幌市は令和5年度末の積立残高は約34億円



特に、「①車道除雪」「②運搬排雪」「③雪堆積場管理費」「④PS排雪」の伸びが大きい

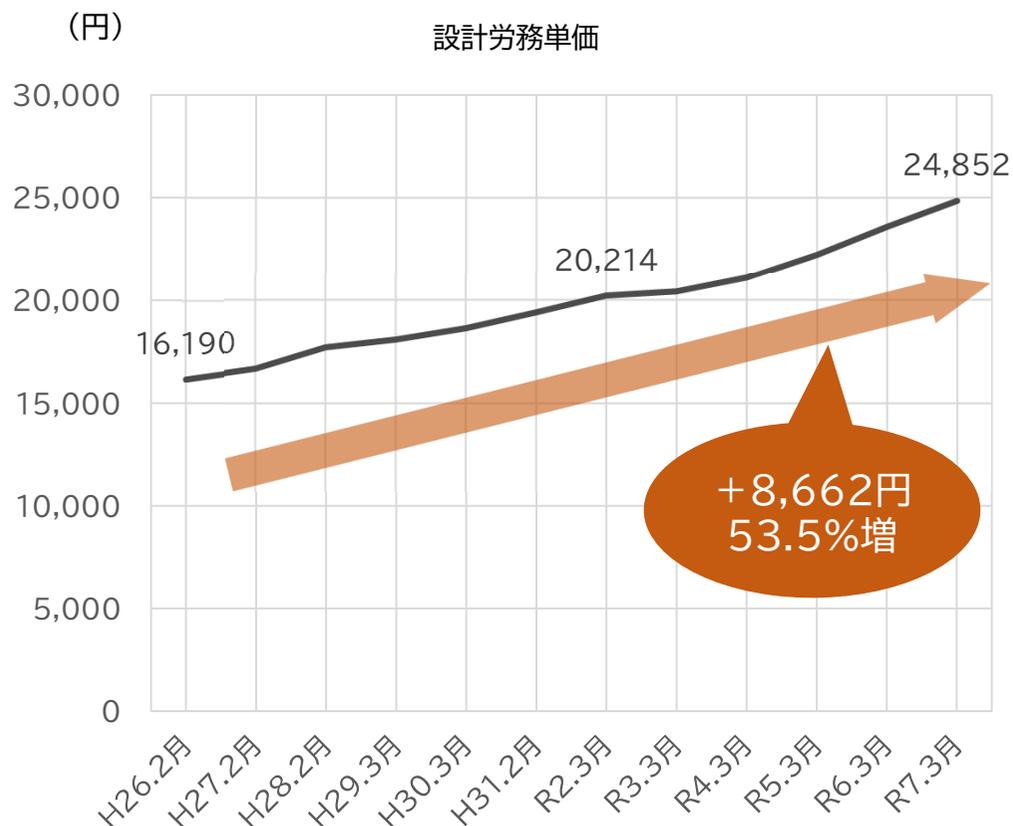
3(1) 除排雪費用の推移

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

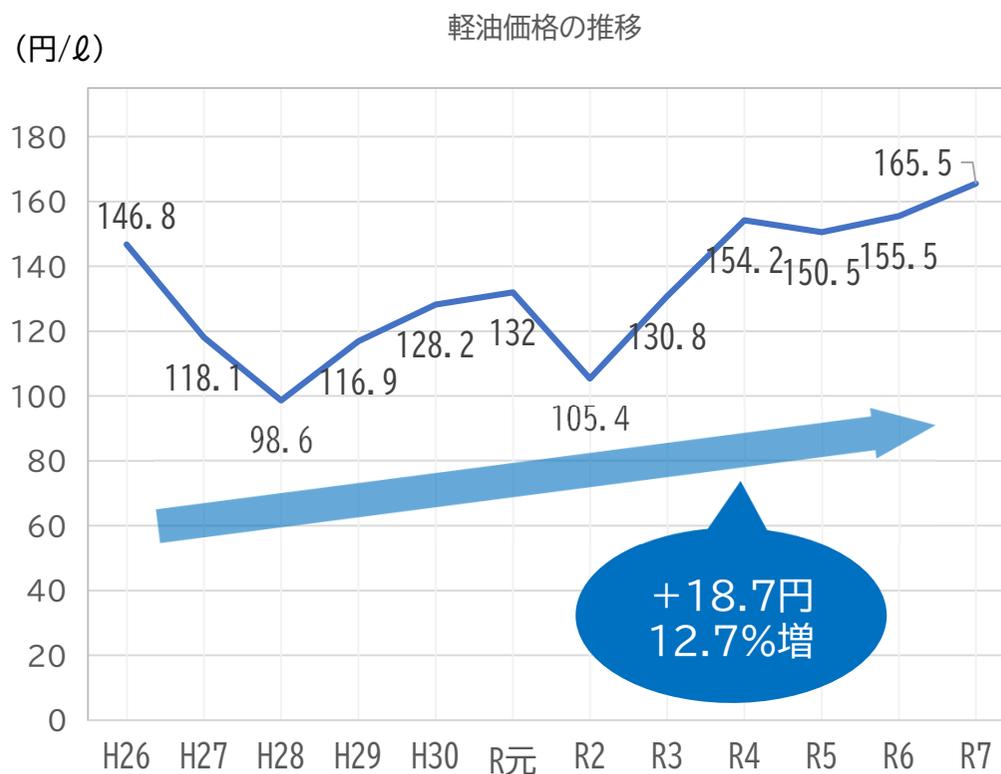
◆雪対策予算の増大③

- ・車道除雪、運搬排雪などは、除雪機械・トラックの運転手、作業員、交通誘導員などの人件費の割合が高く、**労務単価の上昇**による影響を受けやすい。
- ・除雪機械やトラックを動かすための**燃料単価も上昇**傾向。

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値
(国土交通省HP)



軽油 道内SS 店頭小売価格
(資源エネルギー庁調べ)



◆雪対策予算の増大④

・作業水準のレベルアップに伴い除排雪費用は増加

・H27年度～ 交差点排雪の強化 +7億円

見通し改善による安全確保のため、交差点排雪を効果的に行う体制を新設し、交通量の多い幹線道路と生活道路との交差点を中心に交差点排雪を強化

・R5年度～ 雪堆積場の増強 +3億円

大雪に備え雪堆積場を5箇所増強



・R5年度～ 大雪時の早期排雪 +15億円

R3年度の大雪を受け、大雪となった際の早期排雪に係る費用を当初予算から確保



・R元年度～ バス路線排雪強化 +2億円

バスの円滑な運行確保のため、バスレーンや道路幅員や路肩の狭いバス路線の排雪を強化

H26～R6の10年間で、労務単価、燃料費、諸経費、消費税率などの上昇により**60億円程度**、作業水準のレベルアップなどにより**37億円程度**、除排雪費用が増大している状況

◆雪対策予算の増大⑤

・除排雪作業の効率化に向けた取組み

・新川融雪槽の能力増強(R3)

融雪能力を1.5倍に増やす工事を実施

▶ ダンプトラックの運搬距離縮減、運搬排雪費の削減



新川融雪槽

・ロードヒーティング(RH)の停止(H10～)

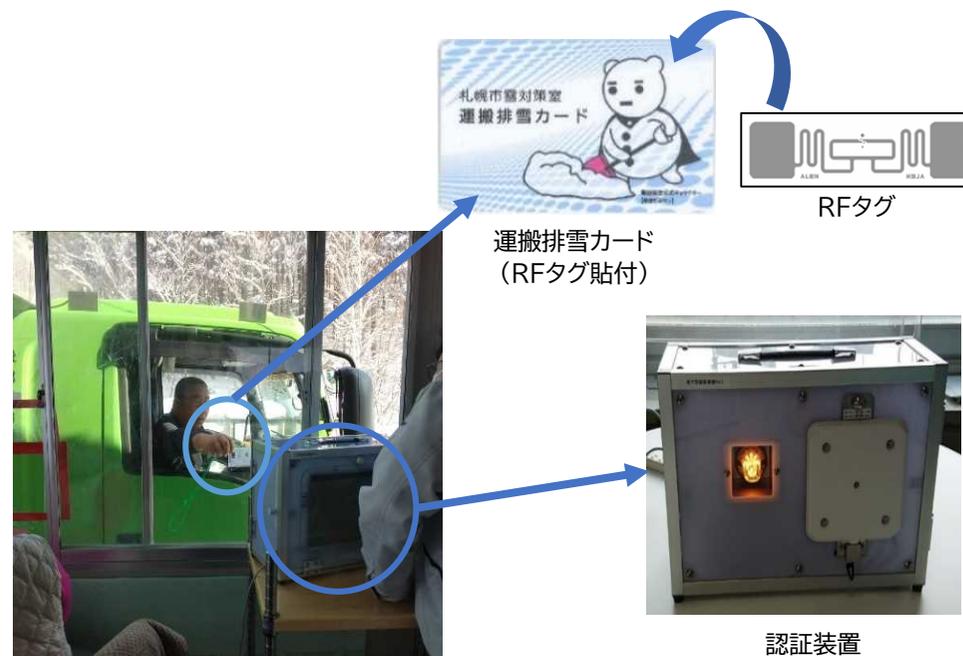
勾配が緩い(概ね6%以下)路線のRHについて、安全性を検証しながら停止
H10～R6までに全体の約1/3にあたる約10万㎡のRHを停止。今後も安全性を検証しながら継続。

▶ 改修費、光熱費の削減

・新たな車両管理システムの導入(R4～)

公共排雪車両の台数集計のため、RFタグを活用した新たなシステムを導入

▶ ダンプトラックの計数作業に係る人員の省力化、集計作業の効率化



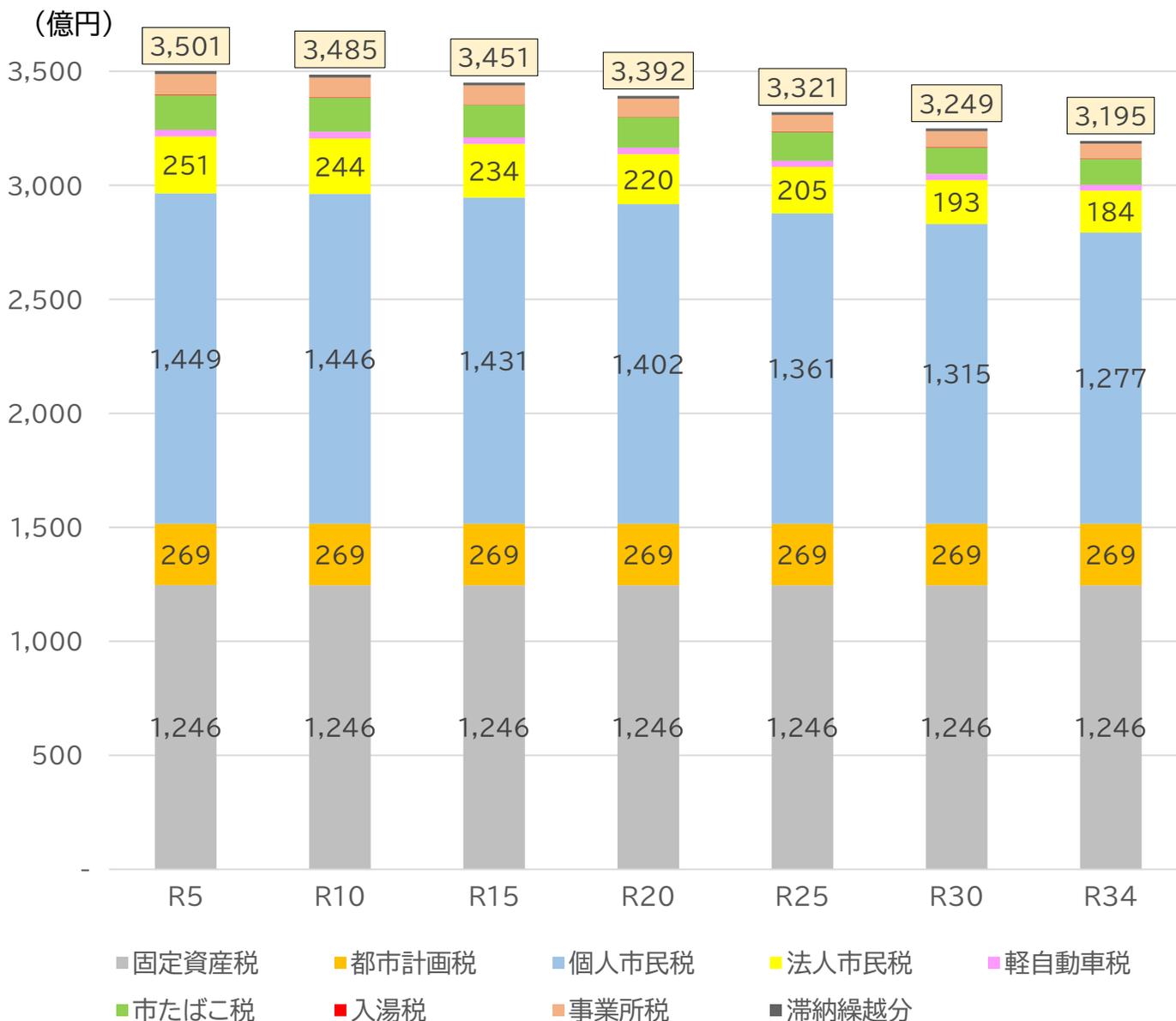
目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

3(2) 税収の見通し (アクションプラン2023時点)

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

◆アクションプラン2023策定時は、将来推計人口(2015国勢調査基準)により、税目毎に推計



推計の考え方

- 固定資産税** (Gray): 都市計画税 (Yellow)
- 人口推移との関連性が薄いため、同額で固定
- 個人市民税** (Blue): 入湯税 (Red)
- 15歳以上の人口の減少に連動
- 法人市民税** (Light Yellow): 市たばこ税 (Green)
- 事業所税** (Orange)
- 生産年齢人口(15~64歳)の減少に連動
- 軽自動車税** (Pink)
- 総人口の減少に連動

社会情勢の変化を踏まえた新たな推計は、次回の小委員会においてご報告いたします

目 次

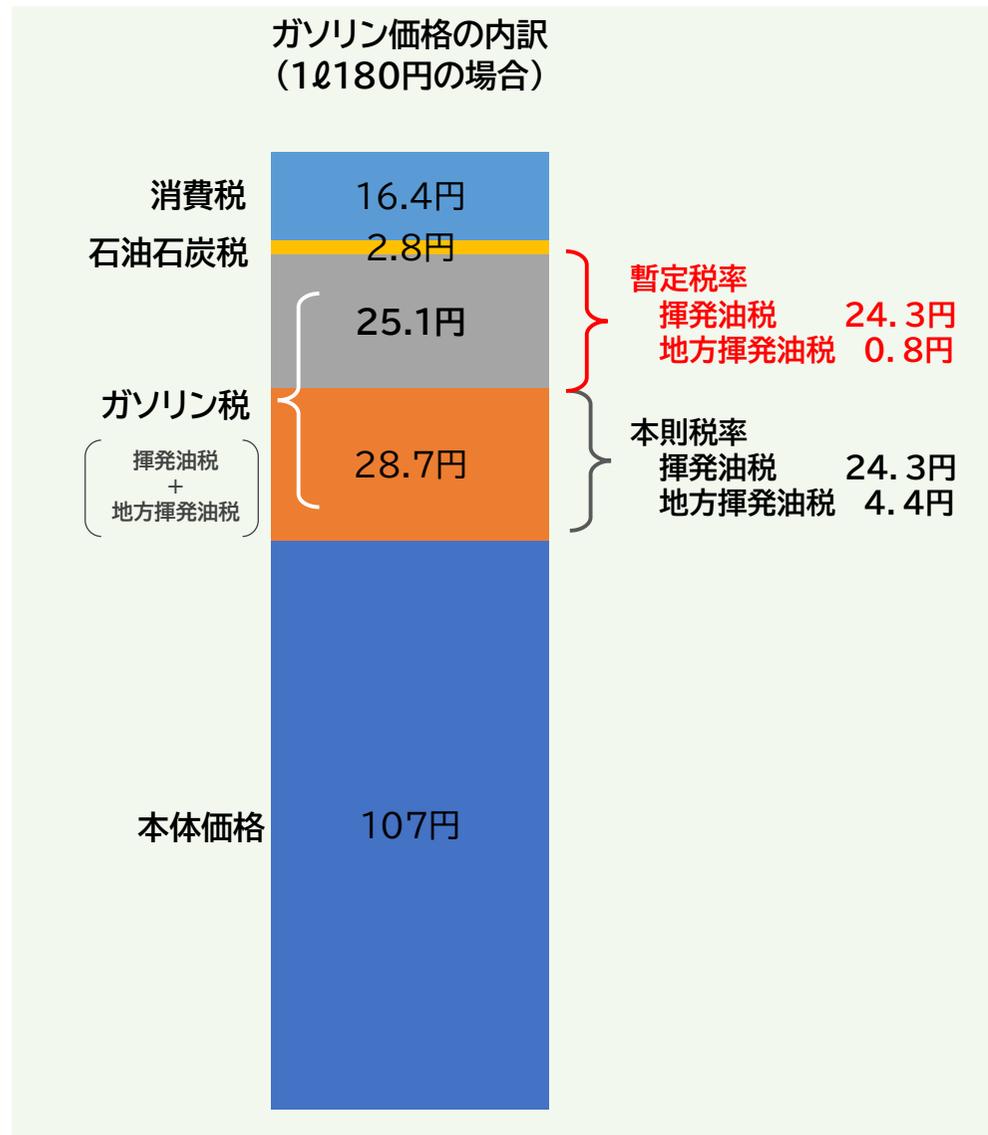
1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

3(3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性

令和7年8月21日
第1回予算規模小委員会

【ご提案内容】

ガソリン税暫定税率分を廃止せずに、札幌市の除排雪費用に使用するよう国に要望してはどうか。



- 現在、国において廃止が議論されているガソリン税の暫定税率は、揮発油税と地方揮発油税のいわゆる上乗せ分であり、**いずれも国税**
- このため、暫定税率廃止分を札幌市という一地方公共団体の必要経費に充当したいという考えは国税であることから不相当であり、仮にその考えが認められるとしても、**札幌市だけに適用される特別法が必要**
- ただし、そもそも地方には課税自主権があることから、一地方公共団体において特有の財政需要があるならば、**当該団体で法定外税を新設すればよいと国から指摘される**ことが予想される。

※ 地方揮発油税は国税として徴収された後、全額が地方に譲与されるものであり、令和5年度の札幌市への譲与額は約19億円、うち暫定税率分は約2.9億円

目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

【ご提案内容】

宿泊税の税収を、除排雪に係る新規の財政需要に充てることを検討してはどうか。

宿泊税に関するパブリックコメント資料(令和6年7月)10ページ「宿泊税の使途の考え方」

SAPPORO

市政等資料番号
01-H02-24-1461

札幌市における「宿泊税の考え方」について
皆さまからご意見を募集します

令和6年(2024年)7月 札幌市

～パブリックコメントの実施～

募集期間

令和6年(2024年)7月22日(月)から
令和6年(2024年)8月20日(火)まで【必着】

札幌市における「宿泊税の考え方」をまとめましたので、この考え方に対するご意見を募集します。

今後、いただいたご意見を考慮して宿泊税条例案を作成し、札幌市議会に提出する予定です。

ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

目次

- ・ご意見募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
- ・宿泊税とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ・なぜ宿泊税が必要なのか・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- ・宿泊税制度の考え方・・・・・・・・・・・・ 6ページ
- ・宿泊税の税収見込み・・・・・・・・・・・・ 9ページ
- ・宿泊税の使途の考え方・・・・・・・・・・・・ 10ページ
- ・今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・ 11ページ
- ・ご意見記入シート・・・・・・・・・・・・ 12ページ

-宿泊税の使途-

宿泊税の使途の考え方

観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、宿泊税の使途については、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業を構築することで、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指します。

【事業イメージ】

○ 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上

- ・宿泊施設や公共交通のバリアフリー化
(スロープ設置、地下鉄駅のエレベーター設置など)
- ・観光施設・宿泊施設の入居環境整備支援
(多言語対応設備、無料Wi-Fi整備など)



・二次交通の課題解決に向けた取組
(キャッシュレス化の推進など)



・観光バス対策
(待機場所確保など)



・観光案内機能の充実
(観光案内サイン充実、観光案内所運営など)

○ 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上

- ・観光コンテンツの付加価値化支援
(多様なツーリズムの促進など)
- ・都市型スノーリゾートの推進
(スキー場の魅力向上、冬季コンテンツ充実など)
- ・定山渓地区の魅力アップ
(アクティビティ充実、周辺環境整備など)



・アドベンチャーツーリズムの推進
(ガイド育成、ツアー造成など)



・持続可能な雪まつりの運営
(環境に配慮した会場づくりなど)



・新たな観光コンテンツづくり
(新たな体験プログラム、ツアー造成など)

○ 持続可能な観光地経営の推進

- ・オーバーツーリズム対策、宿泊業界の人材育成・確保、DX推進、DMO検討、省エネ化、環境配慮、省エネ化
- ・観光関連施設の災害対策支援







※ 上記【事業イメージ】については、検討中のものであり確定したものではありません。今後「第2次札幌市観光まちづくりプラン」の考え方を基に、宿泊・観光関連業界のご意見を伺いながら事業構築を検討していきます。

※ アドベンチャーツーリズム：自然の中でのアクティビティや異文化体験を通じて自分の内面が変わっていくような新たな旅のスタイル

※ DMO：Destination Management / Marketing Organization の略称。官民の幅広い連携によって観光地域づくりを推進する法人



目 次

1. 第1回札幌市雪対策審議会（7/2開催）の概要
2. 札幌市の財政状況
3. 第1回札幌市雪対策審議会における委員からのご提案
 - (1) 除排雪費用の推移
 - (2) 税収の見通し（アクションプラン2023時点）
 - (3) ガソリン税暫定税率分の活用可能性
 - (4) 宿泊税の除排雪費用への活用可能性
 - (5) 財源確保に活用可能な税制度

【ご提案内容】

除排雪費用に充てる目的のために新たな税(例:観光除雪税)を創設することはできないのか。

【I-①法定外税について】

地方税法で、市町村税として定められている税目(法定税)以外に、地方公共団体の条例・総務大臣の同意によって税目を新設することができるもの

地方税法

(市町村が課することができる税目)

第五条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一 市町村民税 二 固定資産税 三 軽自動車税 四 市町村たばこ税 五 鉱産税 六 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第七百一条の三十一第一項第一号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前二項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

一 都市計画税 二～五 (略)

7 市町村は、第四項及び第五項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

【I-②法定外税新設への論点】

除排雪費用に充てる目的のために、法定外税を新設するに当たって考えられる主な論点は次のとおり

1. 除排雪についての何(課税客体)に対して課税するのかを特定する必要がある。
→例えば、観光関連の法定外税では、宿泊行為・飲食行為・物品購入行為などの中から、何に課税するのが適当かが議論された。
2. 除排雪に係る受益者又は原因者に対して課税することが、より適当と考えられるが、それをどのように定義するか。

また、法定外税の新設に当たっては総務大臣の同意が必要だが、総務大臣は、次に該当すると認める場合を除き同意しなければならない(地方税法第733条)、とされている。

1. 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
2. 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
3. 1及び2のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

【Ⅱ-①超過課税について】

地方税法で定められている通常よるべき税率(標準税率)以外に、地方公共団体の条例によって税率を設定することができるもの

地方税法

(用語)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ～ 四 (略)

五 **標準税率** 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

六 ～ 十四 (略)

(個人の均等割の税率)

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。

(固定資産税の税率)

第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

【Ⅱ-②超過課税新規実施への論点】

他の税目に比べて公平性が高いと考えられる個人市民税均等割と、同じく除排雪との受益関係が深いと考えられる固定資産税について、例えば、超過課税を新規実施する場合に当たって考えられる主な論点は次のとおり

〔個人市民税均等割〕

例えば500円を上乗せ(超過課税)した場合の税収は約4.9億円であり、除排雪費用(R7予算額約285億円)に比べ少額である。

〔固定資産税〕

1 課税対象である土地・家屋・償却資産のうち、土地が最も受益関係が深いと考えられるが、土地のみに超過課税を実施することができないと解釈されている。

→例えば、屋内の償却資産のみの所有者に対しても超過課税を実施することとなる。

2 除排雪による受益の程度に違いがあっても、税負担が一律となる。

→例えば、利用地と未利用地では除排雪による受益の程度に違いがあるが、評価額が同じ土地であれば同じ税負担となる。

3 除排雪による受益の程度が同じであっても、評価額が高い資産の所有者に、より多くの税負担を求めることとなる。

→例えば、除排雪回数が同じ道路に面した評価額が高い土地所有者と評価額の低い土地所有者とでは、評価額の高い土地所有者の方が、より税負担が多くなる。